

第1回 みなまた地域創生ビジョン研究会議事次第

日時：平成27年12月18日（金）10時～15時

場所：国立水俣病総合研究センター本館1階会議室

：水俣病情報センター2階講堂

議事次第：

1. 開会（挨拶、委員等紹介、座長選出、配付資料確認）・・・資料1
2. 議事
 - (1) 研究会の趣旨等について・・・資料2
 - (2) 研究内容の概要について・・・資料3,4
 - (3) 市民との新たな対話の場
（フューチャーセッション）について・・・資料5
 - (4) 水俣市の現状と課題について・・・資料6
 - (5) 市内見学
 - (6) 意見交換会・・・水俣病情報センター

閉会

配付資料：

資料1 委員名簿

資料2 みなまた地域創生ビジョン研究会設置要綱

資料3 研究内容の概要

資料4 研究会スケジュール

資料5 フューチャーセッションの概要と状況

資料6 水俣市の現状と課題

- ①まち・ひと・しごと創生 水俣市人口ビジョンから
- ②水俣市の環境への取組みから
- ③水俣市健康増進計画の中から

参考資料1 水俣市との協定の概要

参考資料2 第5次水俣市総合計画 2010—2017

参考資料3 第5次水俣市総合計画第2期基本計画 2014—2017

参考資料4 まち・ひと・しごと創生 水俣市人口ビジョン平成27年10月

参考資料5 第6期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

（ひまわりプラン）平成27年3月

参考資料6 水俣市健康増進計画 第2期

みなまた地域創生ビジョン研究会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

石原 明子 熊本大学大学院社会文化科学研究科准教授

植木 誠 早稲田大学パブリックサービス研究所招聘研究員

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

永松 俊雄 崇城大学教授

深水 陽子 深水医院副院長

藤本 有希 一般社団法人ハートリープロジェクト ファウンダー

牧迫 飛雄馬 国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター
予防老年学研究部健康増進研究室長

松永 裕己 北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授

みなまた地域創生ビジョン研究会設置要綱

1 趣旨

みなまた地域の創生への対応として、過疎地域である水俣市では、「環境を軸に街づくりを進めているが、将来の消滅可能性も指摘され、10年、20年先の未来の姿がどうあるべきか、市民も交えた議論の場を設けて施策を掘り下げたい」としている。

これを踏まえて国立水俣病総合研究センター（以下「国水研」という。）では、水俣病被害地域の地域創生に貢献するため、水俣市を支援する立場から、未来思考の政策提言をめざすこととし、2015年2月に水俣市と協定を締結した。そして「未来思考のまちづくり」について、「水俣」を冠した条約の外交会議が2013年に行われたことを踏まえ、市民との新たな対話の場（フェニーチャーセッション）で集めた市民の様々なアイデアを含めて、ローカルな視点から多角的に、めざす地域社会の方向性及びそれを具現化するための政策内容を検討して「地域創生のビジョン」を策定するため、「みなまた地域創生ビジョン研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

2 構成

- (1) 研究会は、みなまた地域においてめざす方向性及びそれを具現化するための政策内容を検討し、その結果を「研究会報告書」として策定し、国水研所長に提出する。
- (2) 研究会に座長をおき、委員のうちから、推薦による承認によってこれを定める。座長は、検討会の業務を総括する。
- (3) 研究会に座長代理をおくことができ、委員のうちから、座長が指名する。
- (4) 委員は、研究会における検討状況を踏まえて追加することができる。
- (5) 研究会には、必要に応じて、検討事項に関係する者を参考人として出席させることができる。
- (6) 座長に事故があるときは、座長代理が、その職務を代理する。
- (7) この設置要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

3 設置期間

研究会の設置期間は、平成27年12月18日から平成29年3月31日迄とする。

4 研究会の公開等

研究会は原則として公開で行うものとする。議事要旨は委員確認の後、公開とする。また、資料は原則として公開することとし、具体的には資料の内容に応じて座長が公開・非公開を定める。

5 庶務

研究会の庶務は、国立水俣病総合研究センター総務課が、国際・総合研究部 地域政策研究室の協力を得て処理する。

I. 水俣市と国立水俣病総合研究センターとの包括的連携に関する協定の締結

水俣における国立水俣病総合研究センターの取り組み

■医療福祉分野での貢献

- MRI及びMEG(脳磁計)の水俣市立総合医療センターとの共同利用
- 水俣病患者へのリハビリテーション

■教育分野での貢献

- 水俣病情報センターを核とした水俣病や水銀に関する情報の収集・発信
- 水俣条約会議にかかる企画・運営等による水銀に関する知識の普及啓発
- 市内中学校での出前授業の実施

■地域振興分野での貢献

- 環境学習・環境大学円卓会議の構成員としての政策形成への参画
- もやい音楽祭の企画・運営等への参画

等

協定締結の背景

平成25年4月、国水研に、地域再生・振興にかかる研究等を目的とする「地域政策研究室」が設置されたことにより、水俣地域の振興を促進するため、国水研と水俣市との連携をより強化する必要がある。

協定締結の目的

■国水研の調査研究成果を水俣のまちづくりに活用

■水俣環境アカデミー機構(仮)*の実現に向けた、長期的な協力関係の構築

*詳細は後述(II.)

I. 水俣市と国立水俣病総合研究センターとの包括的連携に関する協定の締結

包括的連携に関する協定書の概要

水俣市

少子高齢化・過疎化等による地域社会・経済・環境の疲弊が顕在化している中で、革新かつ効果的なまちづくりの推進を目指す。

国立水俣病総合研究センター

水俣市内にある国立のシンクタンクとして、その知識や経験を活かし、地域の福祉の向上を目指す。

人的・物的・知的資源の交流・活用による、未来思考のまちづくりを推進。

包括連携協定の締結

<協定内容>

(1)相互の人的・物的・知的資源の活用に関すること。

〈案〉担当者の交流、研究成果の活用による政策形成、高等教育・研究活動拠点施設(旧県立水俣高校商業科棟)の利用

(2)未来思考のまちづくり及び地域情報化に関すること。

〈案〉地域創生に向けたフューチャーセッション等の開催、未来共創シンクタンク構想(仮)の実現、まちづくりに関するデータ等の収集・分析・応用

(3)地域政策の形成・評価・提言及び研究成果の地域への還元に関すること。

〈案〉検討会・審議会への参画、地域(行政、事業者、住民)との連携による地域課題の解決

(4)人材の育成に関するこ。

〈案〉国水研と大学との連携による研究分野及び学生の受け入れ人数の拡大、市の支援の拡大、地域人材(行政、事業者、住民、小中高生)育成

(5)その他、協定の目的を達成するために必要なこと。

研究内容の概要

◆協定に基づく「みなまた地域の創生に向けた支援」

＜協定の目的＞ 「未来思考のまちづくり」の推進

この協定において、「未来思考」とは、既成概念や潮流にとらわれず、水俣地域の長期的な振興・発展のために、地域社会の未来像を複数想定し、様々な可能性を検討していく姿勢をいう（第2条）。

＜協定の内容＞ (2) 未来思考のまちづくりに関すること
→地域創生に向けたフューチャーセッションの開催

(3) 地域政策の形成・評価・提言等
→本研究会の設置

◆重点分野の考え方

①地域創生に向けたビジョンの一側面

めざす地域社会像の一側面について

②今後の環境まちづくり

今後の「環境モデル都市」の推進について

③安心・安全(健康づくり、医療・福祉)のまちづくり・人づくり

もやい直し、健康づくり、医療・福祉、公共を担う人材育成等について

④内外への情報発信

水俣病と環境再生～地域創生に取組む姿のアピールについて

研究内容の概要

第5次 水俣市総合計画 第2期基本計画 2014—2017 における対象施策

■ 基本構想・・・現計画 p3 基本構想に反映させる

① 地域創生に向けたビジョンの一側面

(1) まちづくりの基本理念

ビジョンの一側面として、下記の、②今後の環境まちづくり、③安心・安全のまちづくり・人づくり、④内外への情報発信、の各側面を入れる。

(2) 目指す将来像 現計画=人が行きかい、ぬくもりと活力ある「環境モデル都市みなまた」

地域社会像のイメージとして、コンセプトを示す。

- p101 市民参画の推進

■ 基本計画・・・現計画 p9 政策～基本事業までを対象とする

② 今後の環境まちづくり：今後の「環境モデル都市」の推進について

- p16～19 これまでの「環境モデル都市の推進」の評価
- 総論 10年先の環境都市のあり方

③ 安心・安全(健康づくり、医療・福祉)のまちづくり・人づくり

：もやい直し、健康づくり、医療・福祉、公共を担う人材育成等について 3

- P13～14 水俣病問題の解決に向けて：これまでの施策の方針と事業内容について
- p54 安心・安全なまちづくり（安心して暮らせるまちづくり）
- p55 地域医療の充実
- p56～58 健康づくりの推進
- p59～65 ともに支える暮らししづくり
- p77～79 郷土を担う人づくり
- p92～93 人権尊重と男女共同参画のまちづくり

④ 内外への情報発信：水俣病と環境再生～地域創生に取組む姿のアピールについて

- p24～27 環境学習都市づくりに係る今後の情報発信
- p31 定住化の促進に係る情報発信
- p36～39 観光振興に係る情報発信
- p42、44 農林水産業の振興（みなまたブランド・元気村づくり）に係る情報発信
- 総論 地域創生に向けた情報発信

国水研 新中期計画 5か年	4~9月 H 27 年 度 2015 年 度	10~3月 H 28 年 度 2016 年 度
市長の任期 (H26.2~H30.2)		
◎ 研究会委員の任期		

★3月：研究会報告書

水俣市の総合計画への反映



研究会の予定

- ・研究会立上げ 2015.12
- ・めざす地域社会の方向性について：意見交換 2016.1
(地域創生に向けたビジョンの1側面)
- ・めざす地域社会像について：意見交換 2016.3
(AM：環境まちづくり、PM：安心・安全のまちづくりへづくり)
- ・めざす地域社会像について：意見交換 2016.6
(内外への情報発信)

フューチャーセッションの各段階

問題把握：ヒアリング

【Step1】どのような地域社会をめざすか？
そのキーワードを見出すセッション

【Step2】めざす地域社会像をつくる
そのコンセプトを見出すセッション

コンセプトを具現化するセッション

【Step3 政策への具体化】
施策化・事業化するセッション

・政策への具体化、研究会報告書作成方針について

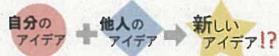
- ・意見交換 2016.8
- ・研究会報告書骨子案について：意見交換 2016.10
- ・研究会報告書概要案について：意見交換 2017.1
- ・研究会報告書（案）について：意見交換 2017.3

MEMO
2013.10 水俣条約外交会議
2013.12 著任
西田市長就任
2014.2 「地方創生法」出版される
『地方創生法』成立
2014.8 地方創生法
市と協定検討
2014.11 FS事業化構造計画に明記
2015.2 FS事業化構造計画
アカデミックシンポジウム
2015.3
2015.9

フューチャーセッションとは？

- ・10年先の水俣で実現させたい未来についてのアイデアを、みなさんと話し合い、描き出す場

目的



- ・水俣市の第6次総合計画づくりに合わせて、みんなのアイデアを市の政策につないでいくこと

1

水俣フューチャーセッションの特徴

①よりよい対話

②未来思考（過去を踏まえた）

③見える化

2

①よりよい対話



- ・みんなが主役
- ・ワークショップ形式
- ・未来へのイメージをふくらませる

3

②未来思考（過去を踏まえた）

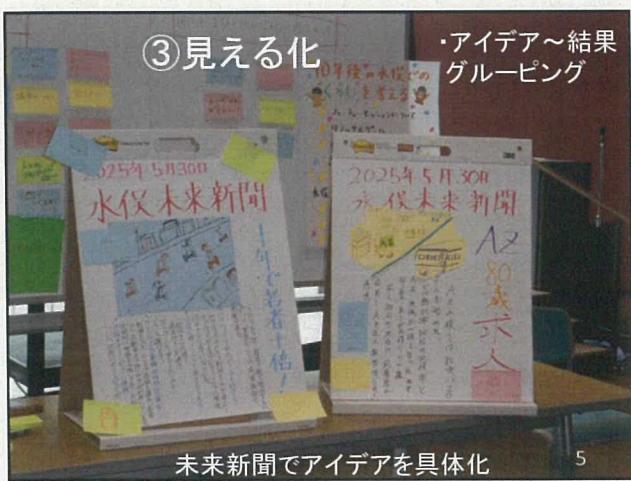


未来をイメージし、そこから逆算して今何をすればいいかを考える

現状

4

③見える化



未来新聞でアイデアを具体化

5

地域創生～幸せ実感のまち



6

開 催 実 績

	日時	場所	テーマ	人	成果	未来新聞の大見出し
第1回	2014.12.7	喫茶店	10年後の水俣	6人	未来新聞	魔法がかかる街 超大型レジャー施設誕生
第2回	2015.2.11	もやい館	10年後の水俣でのくらし	9人	未来新聞	四大イベント開催 水俣にぎわい創出 高速道路効果で経済発展
第3回	2015.5.30	情報センター	2025年水俣の未来	6人	未来新聞	10年で若者十倍 AZ80歳求人
第4回	2015.6.6	国水研	2025年水俣での環境への取組み	8人	未来レター	東京のタチウオさんへ
第5回	2015.6.27 AM	市ふれあいセンター	10年後のつながり	8人 別途見学2人	未来新聞	まちも心も段差のないまち フレンドリータウンMinamata
第6回	2015.6.27 PM	市子どもセンター	10年後の子どもの遊び場	8人	口頭発表	特色のある遊び場付高齢者施設
第7回	2015.7.25	市ふれあいセンター	水俣の未来を考える：遊びや学びから	5人	未来新聞	シェアタウンみなまた
第8回	2015.8.29 AM	市ふれあいセンター	地域×交流サロン×私たちの可能性	4人	未来新聞	趣味見せよう会
第9回	2015.8.29 PM	市子どもセンター	子どもにやさしいまち	8人	未来のタウン紙	田舎予備校開校 子ども主体のまつり

開 催 実 績

	日時	場所	テーマ	人	成果	未来新聞の大見出し
10回	2015.10.3	市ふれあいセンター	新たなライフスタイルを求めて：自分時間	7人	将来の抱負	・当たり前のぜいたくな日常 ・季節を感じ色々な所で色々な人と交流 ・四季のある読書山 ・幸せな生活 ・家族と世界中どこへでも… ・海の見える家で詩を書く ・ブラジルの地でハイテンション年越し
11回	2015.10.31	市ふれあいセンター	新たな地域社会を求めて：シェアタウン	7人	未来新聞	水俣はぐるぐるタウン Family Town みなまた
12回	2015.10.31	市子どもセンター	新たな地域社会を求めて：フレンドリータウン	4人	未来新聞	・夜も開放、子育て広場！ ママ友!!パパ友!!集まれ♪
13回	2015.11.14	産業団地	10年先の産業団地にこんな場所あつたらいいな！	9人 来場者228人	未来新聞	・水俣映画村誕生！ ・星ピヨコも待っている!!何でもありの観測所
14回	2015.11.28	市ふれあいセンター	10年先の水俣のまちのキャッチフレーズをつける	5人	未来新聞	・ぐるぐるタウン誕生！
15回	2015.12.19	市ふれあいセンター	10年先の水俣のまちのキャッチフレーズをつける			

水俣市の現状と課題

まち・ひと・しごと創生 水俣市人口ビジョンから

水俣市総務企画部政策推進課 梅下俊克

1 水俣市人口ビジョンとは (P1)

2 水俣市の総人口の推移

(1) 水俣市の人口ピークとその後

(2) 人口の増減要因 (P 7)

- | | | |
|---------------|--------------|----------|
| ① 自然増減 | ・合計特殊出生率と出生数 | (P9) |
| ② 社会増減 | ・転入と転出 | (P11) |
| | ・年齢階層別の移動の状況 | (P12~13) |
| | ・地域別の移動状況 | (P14~15) |
| (3) 産業別就業者の状況 | | (P17~19) |

3 人口の将来展望 (P20)

(1) 社人研推計と民間機関推計

(2) 人口減少段階の把握 (P22)

4 人口目標の設定 (P26~27)

【目標人口】 2060年に 2万人

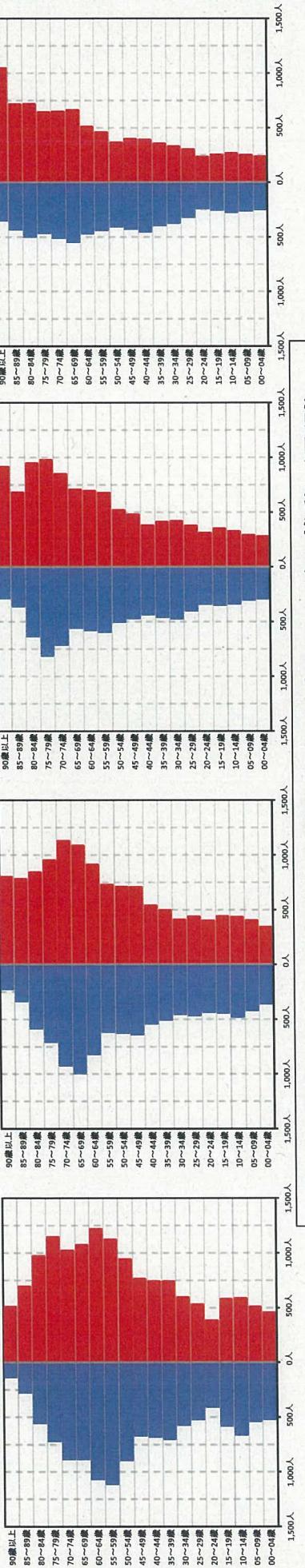
5 達成のために必要なこと

- | | |
|----------|---|
| ① 出生数の増加 | ・出産・子育て世代の呼び込み
・合計特殊出生率の向上
魅力ある地域づくり
出産、子育て環境の整備 |
|----------|---|

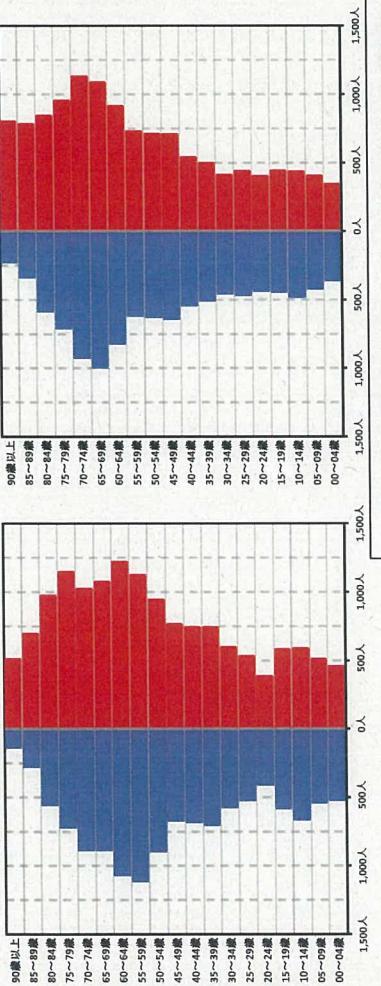
- | | |
|-----------|--|
| ② 社会増減の均衡 | ・故郷で夢を叶える環境づくり
・水俣で夢を叶える人材を呼び込む
働く場の確保
誇れるふるさとづくり |
|-----------|--|

水俣市人口ビジョン【概要版】

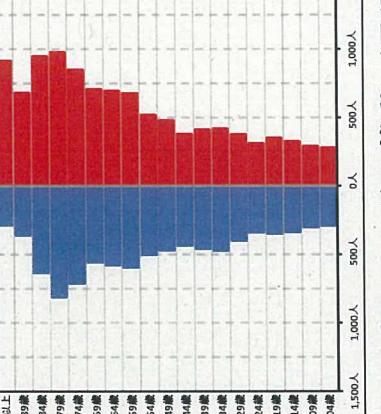
【2010年】 総人口26,978人



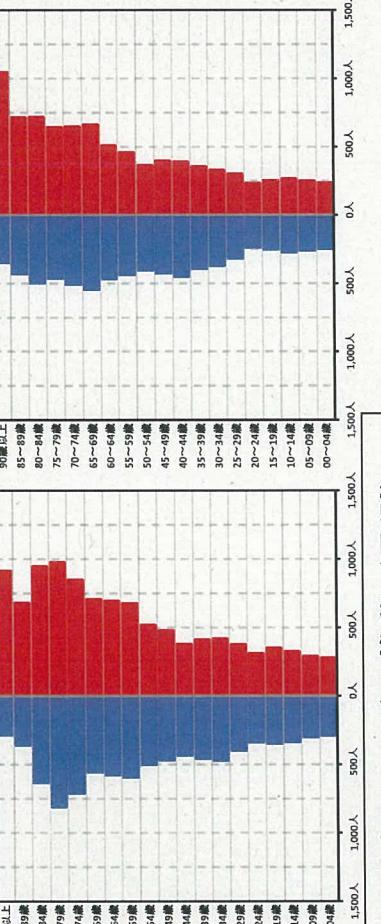
【2020年】 総人口26,978人



【2030年】 総人口23,151人



【2040年】 総人口19,518人



水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略

4つの基本目標

- ① 水俣を支える産業づくり・安定した雇用の確保
- ② 水俣で夢をかなえる人材を育てる・呼び込む
- ③ 水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 脱れるふるさと・みなまたをつくる

人口の将来展望

2060年の人口(想定) 20,000人

何も手を打たなければ 2060年の人口は 10,619人まで減少

(国立社会保障・人口問題研究所推計資料による)

- ◇ 人口減少の影響】
 - ⇒ 労働力不足、総所得の減少 ⇒ 税収減少
 - ⇒ 地域活動の担い手の減少 ⇒ 地域コミュニティの維持が困難
 - ⇒ 地域文化の継承が困難
 - ⇒ 高齢人口の増加に伴う医療福祉分野の労働力不足
 - ⇒ 社会保障費負担の増加

水俣市が目指す方向性

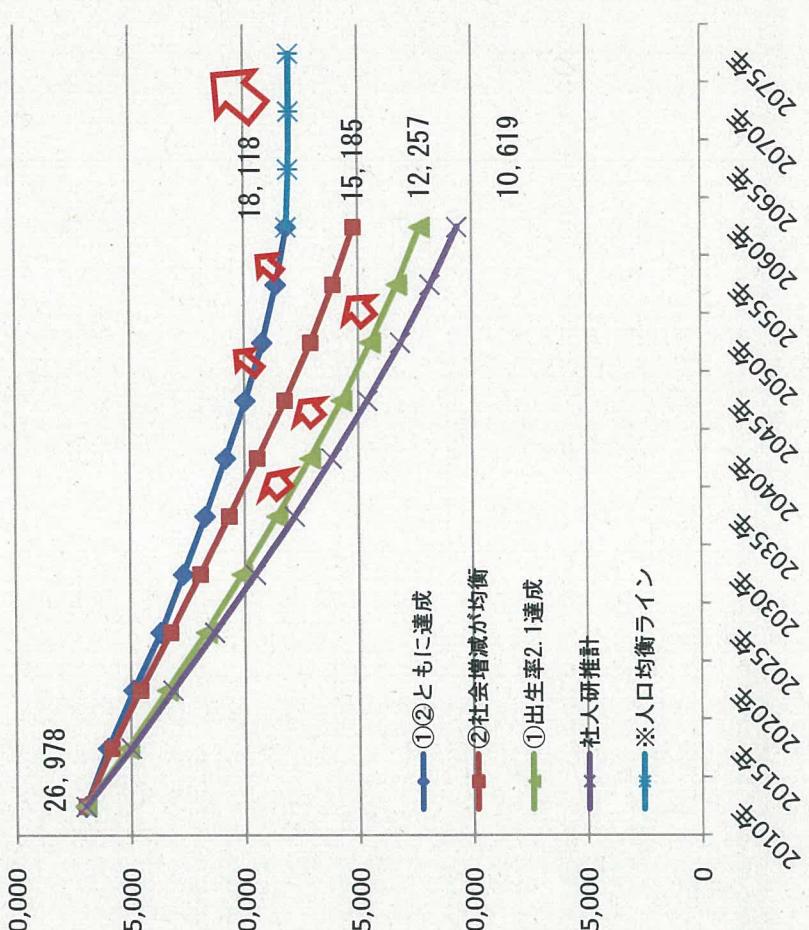
【将来目標設定】

- 2060年人口推計 18,118人
長期的に18,000人程度で均衡
- ★ 総合戦略の推進
目標人口 2万人

5,000

【将来目標設定の前提(仮定)】

- ◆ 合計特殊出生率
2020年に 2.07
2030年に 2.10
- ※結婚・出産に関する希望の実現
- ◆ 社会減2020年までに均衡(±0)
移住定住策の推進により、若年層の移住・定住5件/年







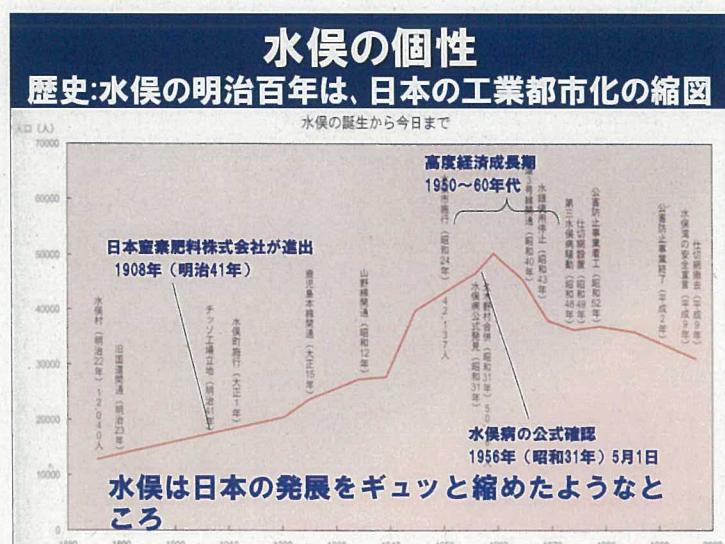
中山間地に広がる棚田



山間部に広がる茶園

7

8



9

水俣はチツノとともに成長そして水俣病が起きたまち

環境破壊
誹謗中傷
風評
差別偏見

被害者への差別・偏見
・水俣病＝伝染病？奇病？

市民・地域への影響
・水俣の産物が売れない 観光客が来ない 就職を断られる
・婚約は破棄される 水俣出身と言えない

水俣病患者 支援者

加害者と被害者が同居

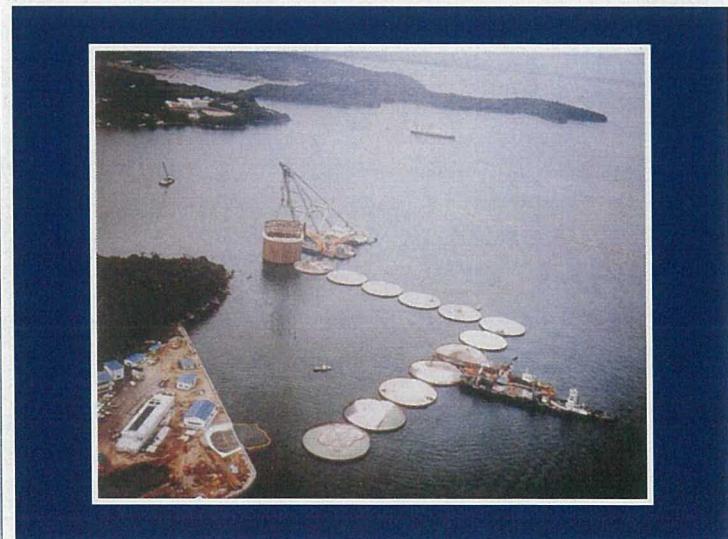
加害企業・関連企業
生活を依存する市民
加害企業倒産の恐れ

地域のつながり崩壊
親兄弟 親戚同士の大切なつながり
コミュニティまでも崩壊

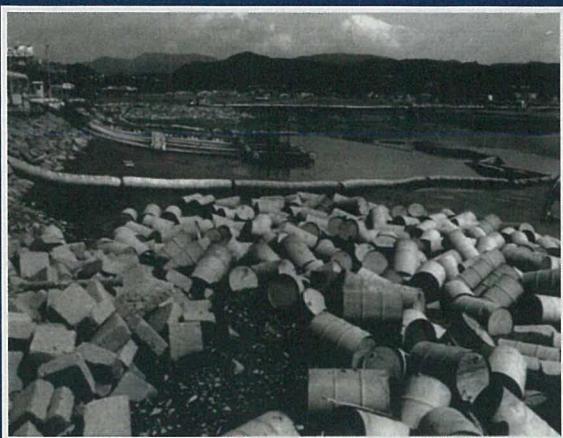
10



11



12



13

環境再生への取組み

エコパーク水俣
(水俣湾埋立地 : 58ha)



昭和52年～平成2年（13年の歳月）

総事業費：485億円

水俣湾に
珊瑚が
蘇った



豊かな海藻や
稚魚が育つ

14

「環境」に取組むことになった経緯

平成3年

「産業と環境及び健康に関する国際会議」

- 国連大学を中心に熊本県・水俣市共催
- 水俣市では初めての同時通訳による国際会議
- 世界8カ国参加

15

国際会議の翌年（平成4年）

水俣市議会は
「環境・健康・福祉を大切にするまちづくり」
を宣言

水俣市は

「環境モデル都市づくり」を宣言

16

1992年(平成4年)から

環境モデル都市づくり

- ・水俣病のような公害を二度とおこさない
- ・「環境」を大切にしたまちづくり

17



ごみステーション（資源ごみ）
月に1回1時間程度、持ち寄りで分別

18

分別収集の継続の源



平成6年 水俣病犠牲者慰靈式での式辞



19

20

火のまつり



水俣の再生を考える市民の集い



21

22

水俣湾に育った豊かな海草と魚たち

2008年（平成20年）7月22日

「環境モデル都市」

23

24

日本の環境首都の称号獲得(平成23年4月)



25

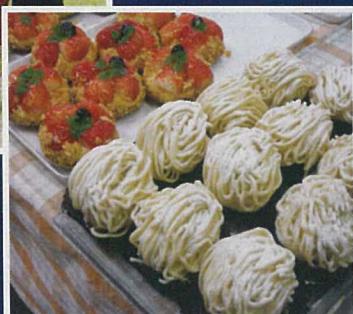


26

村と地元のお菓子屋さんとつながった
地元産をPR、消費者も安心！



生活博物館 頭石の栗を
地元のお菓子屋さんが
使うようになった！



食べ物・ものづくり
・安心安全なものづくり
・環境マイスターの活動(35人)



27

28

紅茶の風味が楽しめる とらやの羊羹

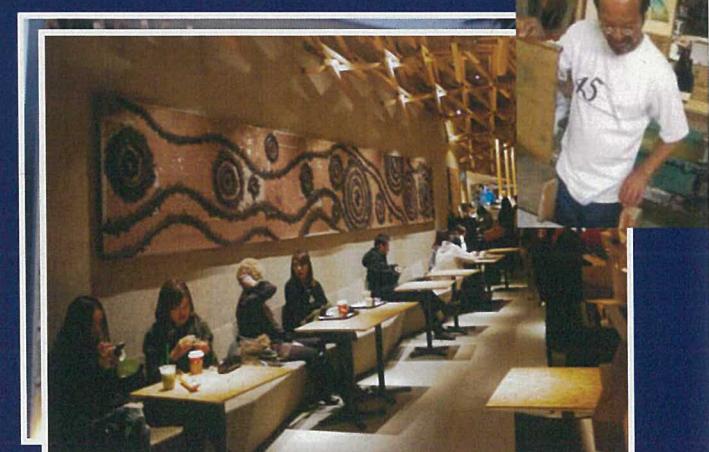


熊本県水俣市の山間部、石飛で
生産された国産の無農薬紅茶
『天の紅茶』を使用しています。

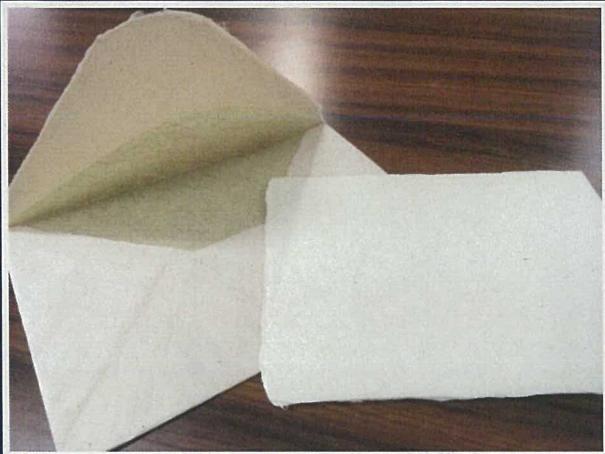


29

スターバックス(福岡市太宰府表参道店)



イ草から作った和紙(皇室から受注 天皇陛下の親書に)



31

環境再生は進んだが

地域全体を元気にする

次のステップが必要

32

平成22年度 みなまた環境まちづくり研究会

平成22年10月

- 水俣市「みなまた環境まちづくり研究会」(座長:大西隆東京大学大学院教授:現日本学術会議会長)発足
- 平成23年3月
- 「みなまた環境まちづくり研究会報告書」(市民への専門家による参考書)

平成23年度 みなまた環境まちづくり推進事業

平成23年9月

- 水俣市「環境まちづくり推進事業合同会議/円卓会議」の発足。市民・行政・専門家協働の会議。市民も参加した徹底した現状分析とそれに基づく戦略づくり。
- ▶ **地域経済循環分析**(既存統計と独自調査) 水俣の産業を元気にするための基礎調査等)
- ▶ その他調査(観光資源査定、大学アンケート、外来受診者アンケート等)
- 平成24年3月
- 「平成23年度水俣市環境まちづくり推進事業概要報告書」

平成24年度～ 「環境首都水俣」創造事業

平成24年4月～

- 環境首都水俣創造事業開始。上記報告書に係る事業等の実施を目的。

なぜ「地域経済循環分析」を行ったか

経済再生のために知りたかったこと

- 水俣市の経済は、チッソ株(現JNC株)が牽引してきたが、現在の市の経済の状況はどうか?やっぱりJNCが牽引しているのだろうか?
- 「環境で飯が食えるか」という声があるが本当に食えるのか?
- 商店街の売上が減っているがその原因は何か?
- 金融機関は資金需要がないというが本当なのか? etc.

33

34

「地域経済循環分析」で何を調べたか

地域経済循環分析(=自分たちのまちの不健康診断)の実施

- 水俣市の経済の実態を明らかにするため、人、物、金の動きを調べて分析してみた。
- 企業城下町と言われる水俣市では、産業分類としてJNCグループを特別に化学産業から切り分け、地域における位置を調べてみた。

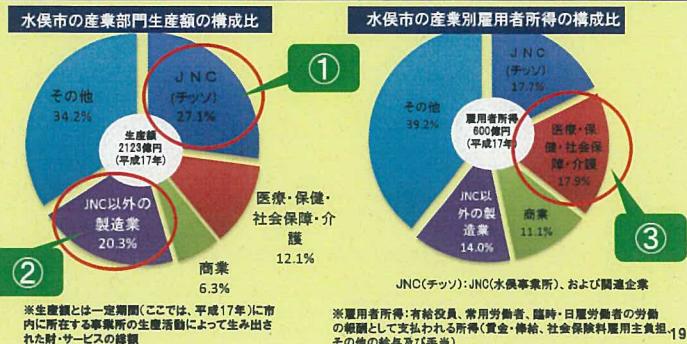
診断の結果わかったこと…

35

36

【診断1】 生産額はJNC、雇用所得は医療・福祉が大きい

- 水俣市で最大の産業は、地域の中核企業であるJNCグループであり、その生産額は①の円のように全体の27%。
- また、②の円のようにJNCグループ以外の製造業も生産額の2割を占め、次の柱となることが期待される。
- 一方、雇用者所得（給与や賃金の支払い）で見れば③の円のように医療・福祉を合わせるとJNCグループに匹敵し、第2の柱となりうる。



37

【診断2】消費 市外へ消費が流出している

- 隣接する鹿児島県出水市にロードサイド店が集積して以降、市内中心市街地の売上額が10年間で約50億円減少し、消費が域外に流出している。

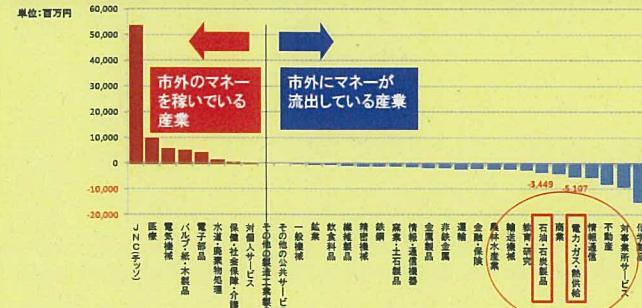
水俣市の小売業年間商品販売額(億円)の変化量(H19-H9)



【診断3】域際収支 エネルギー代金が流出している

- JNCグループと医療が市外からマネーを稼いでいる。
- 一方、エネルギーへの支払いが市外に流出している。

水俣市の産業別純移輸出額



38

39

【診断4】投資が市外に流出している

- 水俣市内の地域金融機関へのヒアリングによれば、市内の預金額1000億円以上※に対し、市内への貸出にまわる割合（預貸率）は、2～3割と県全体（60%程度）に比べても非常に低い。
- 市内の貯蓄が市外への投資や国債等に流出している。

※平成23年当時。人口減少とともに、預金自体が大都市に流出している可能性がある。



3

地域経済循環分析から分かったこと（まとめ）



40

41

対策1 強みのある産業・企業を育てる施策(生産)

バイオマス発電所の設置によるエネルギー生産の拡大・地元雇用の創出

- バイオマス発電所の設置を検討。
- エネルギー生産の拡大により、発電所、林業関連等の雇用創出効果が期待できる。

企業連携による環境関連産業の促進→産業クラスターの形成

- 市内中小企業の連携を促進し、販路拡大、生産拡大を図っている。

- 企業間の取引を促進するガイドブックの作成
- 環境展示会への出展支援
- 知財交流会の実施

- 将来的には強みのある環境産業、医療福祉関連の産業クラスターの形成を促進していく。



5

対策2 市内の消費を増やす施策

中心市街地活性化と公共交通機関の利用促進

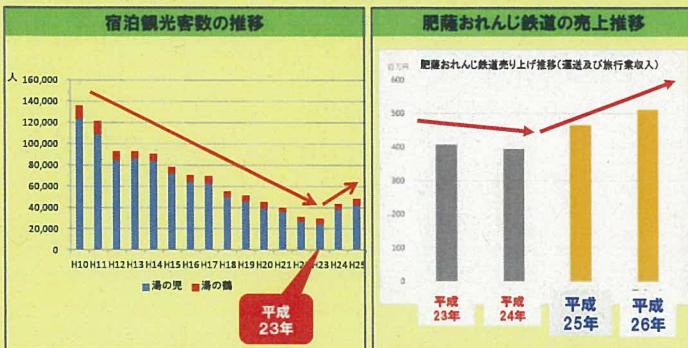
- 商店街の魅力向上のため、商店街情報誌の作成、コミュニティバス利用者に商店街のポイントを付与等、買い物した荷物を宅配する実証実験を実施。
- 中心市街地を活性化し、市外への消費流出の抑制と市外からの流入客の誘致を図る。
- 肥薩おれんじ鉄道等の駅の改修、コミュニティバスの路線見直しや増便、乗り合いタクシーの利用促進等により中心市街地への来街者数を増やす。
- 公共交通の利用により中心市街地の滞留時間が増え、消費の拡大効果が期待される。



42

43

観光客の増加と肥薩おれんじ鉄道の売り上げ(乗客)増加



44

水俣への交流人口を増加させ、地域の経済活性化につなげるため
「水俣市」と「肥薩おれんじ鉄道」が連携して水俣駅舎を改修

太陽光発電による待合室・トイレの照明



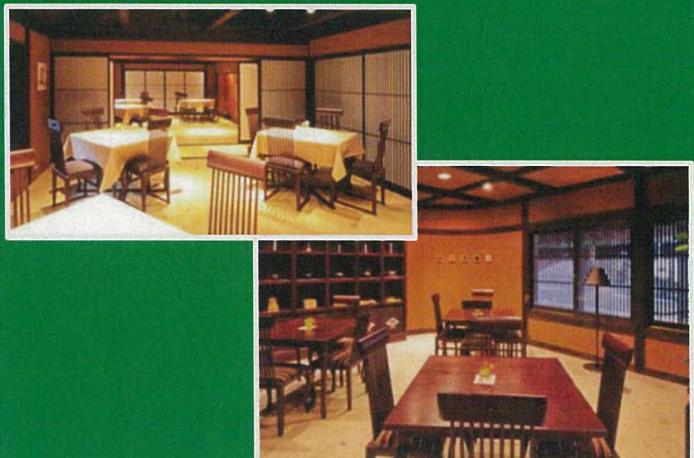
45

観光物産館 鶴の屋



46

観光物産館 鶴の屋



47

湯の鶴温泉センター ほたるの湯



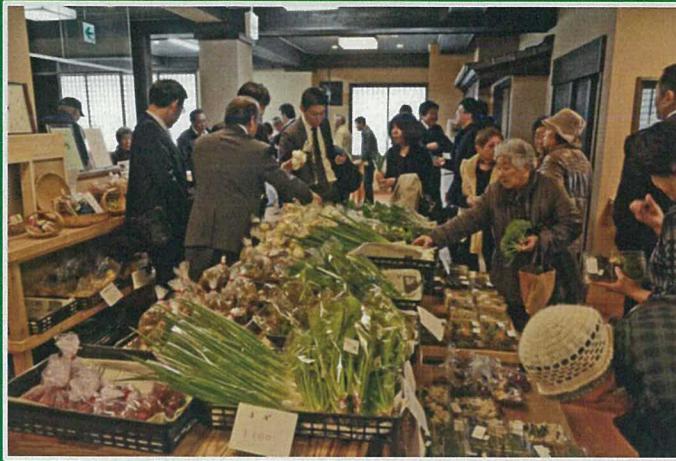
48

地下水と温泉の排熱を利用した
熱交換(ヒートポンプ)システム



49

熱交換システムによる床暖房（物産販売フロア）



50

対策3 地域の投資を促進する施策（投資）

環境金融商品の開発

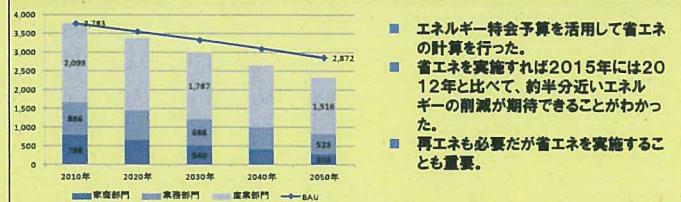
- 水俣市と市内の金融機関3行と熊本県信用保証協会は、「環境と経済が一体となった持続可能な発展の実現」に関する協定を締結。
- 市内の投資を促進し、低炭素化を図るため、平成25年度から3年間を期間として、地元中小企業を対象に環境関連の融資の保証料全額と3年分の利子を全額補給する、全国でもトップレベルの水準の「みなまたグリーン」を開始。
- 「みなまたグリーン」は、平成25年度と26年度で約2億1500万円の投資促進効果があった。



51

対策4 エネルギー収支を改善する施策（域際収支）

「住民参加型による低炭素都市形成計画策定モデル事業」



- エネルギー特会予算を活用して省エネの計算を行った。
- 省エネを実施すれば2015年には2012年と比べて、約半分近いエネルギーの削減が期待できることがわかった。
- 再エネも必要だが省エネを実施することも重要。

メガソーラー事業

- 市内各所に太陽光パネルを設置して、大規模な太陽光発電を行い、バイオマス発電等と合わせ、産業団地をゼロカーボン化する構想。
- バイオマス発電所(2MW)とメガソーラーの設置により、エネルギーの販売が想定される。

バイオマス発電事業

- 水俣市及び周辺地域の間伐材等の木質系バイオマス発電事業を行う。
- 林業事業者自らが発電所及び発電の事業主体となり、林業を6次化することによって、儲かる林業のビジネスモデルを計画。
- 水俣市の公共施設等に供給する地産地消型の低炭素電力供給を計画。

水道局 水源地に100KWの太陽光発電を導入 送水ポンプなどの電気に活用(月約40万円相当の電気料を削減)



53

市役所

冷暖房にヒートポンプを導入(年間約200万円の重油代を削減)



52

市総合医療センター

太陽光発電を導入(月約13万円相当の電気料を削減)



54

55

水俣市の健康課題を住民の方々と一緒に解決していきたいと思つてつくりました。

1 1人あたり年間医療費(国保)

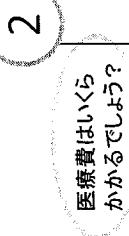
H22 約47万円 (県内第1位)

H25 約52万円 (県内第1位)(全国第3位)

H25 熊本県:約35万円、全国:約32万

国民健康保険事業年報より

なぜ、高いのでしょうか？ 預防可能な病気でどうか？



医療費はいくらかかるでしょう？

4

		受診率 (県内順位)		1件あたり診療費 (県内順位)	
		H22	H25	H22	H25
腎不全	2位	2位	左記の方の 基礎疾患 糖尿病 約40%	高額	高額
人工透析件数	1位	3位	高血圧 約70%	1位	2位
虚血性心疾患 (狭心症・心筋梗塞)	3位	6位	脂質異常症 約60% H25 KDBシステム	15位	10位
脳内出血	4位	3位	脳質異常症	1位	1位

心臓手術をすると
約400万円
手術+リハビリで
約900万円

H25 KDBシステムより

国保医療費状況 5月診療分

5

		健診 受診率		県内順位	
		H22	H25	H22	H25
		22.0%	44位		
		24.0%	最下位		

自覚症状があると思いますか？

ないで
す。

【生活習慣】 ※65歳以下

H25 喫煙する 22.5% 1位

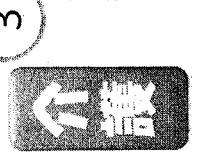
朝食欠食 14.9% 2位

2合以上の飲酒 19.6% 1位

睡眠不足 27.3% 6位

H25 熊本県国保連合会資料参照

要介護認定者における 脳卒中(脳梗塞・脳出血)の有病率	
2号保険者 (40歳～64歳)	約40%
1号保険者 (65歳以上)	約40%



H25 KDBシステムより

平成 27 年度 水俣市地域ケア会議実施要綱

1 目的

急速な少子高齢化に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加している。このような状況の中、高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現が求められている。

地域ケア会議は、その実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的とする。

具体的には、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指し実施する。

- ①適切な支援につながっていない高齢者へのケアマネジメントのバックアップ、多課題を内包した困難事例への支援など個別課題対応。
- ②フレイル（虚弱）や低活動（閉じこもり）、低栄養、脱水、便秘などにより心身機能低下を来す人の発生防止、このような人や膝・腰痛の人、認知症の人の早期発見・悪化防止・見守り・軽度生活支援・在宅生活支援、在宅生活継続・看取り対応などの地域課題の明確化、情報提供。
- ③②に協力してくれる住民が存在する地域づくり、資源開発・誘致。
- ④①～③が効果的になされるための必要なネットワークの構築。
- ⑤公的な施策への反映等の合意形成の場。

2 地域ケア会議に関する介護保険法の関連法規

①（会議）第 115 条の 48

市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業（注；次頁参照）の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない。

2 会議は、要介護者その他厚生労働省令で定める被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 略（関係者への資料、情報の提供、意見の開陳等の協力要請ができる）

4 略（関係者は前項の要請に協力するよう努める）

5 略（会議参加者に対する秘守義務）

6 略

* 平成 26 年 6 月改正により新設

②（地域包括支援センター）第 115 条の 46 第 7 項

7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない

* 平成 23 年 6 月改正により新設

③（地域支援事業）第 115 条の 45

1 （略：「介護予防・日常生活支援総合事業」の新設）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一（略：総合相談）

二（略：権利擁護事業）

三保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

四（略：「在宅医療・介護連携の推進」の新設）

五（略：「生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置」の新設）

六（略：「認知症初期支援チーム、認知症地域支援推進員の配置等」の新設）

3 会議の種類と内容

	会議名	開催日	会議の内容
1	処遇困難ケース会議	随時	処遇困難ケースの個別課題を解決するために、ケースを担当する関係者が集い支援を検討する。ケースの蓄積・集約により地域課題を抽出する。
2	気づきのネタ情報提供会議	毎月第4火曜日 16時～ (毎月1回)	居宅介護支援事業所から在宅支援に必要と思われる新たな社会資源の開発や政策提言につなげたいケース等を提出してもらい関係者で検討する。課題別に関係機関にも出席を依頼する。
3	障がい・高齢連携推進会議	毎月第3火曜日 15時30分～ (毎月1回)	障がい福祉制度の利用者が介護保険制度へ移行する際、当事者への支援が円滑に行えるよう実施する。また、障がい・介護関係者の連携システムを構築する。
4	医療・福祉連携推進会議	毎月第2木曜日 16時～ (毎月1回)	医療・介護の連携に係る地域課題を検討する。また、入退院時の連携マニュアルの開発や情報シート様式等の検討・統一化を図る。社会資源の開発機能とその普及啓発を担う。
5	事業所トップ情報共有会議 (仮称)	年1回程度	各地域ケア会議等で提案された項目について情報を共有し、資源開発や施策形成に対し意見交換を行なう場とする。
6	地域包括支援センター運営協議会	年2～3回 随時	1～4の上位会議に位置づけ、会議で検討されたさまざまな事象を集約・分析し、資源開発・施策形成につなげていく。

* 場所は水俣市社会福祉協議会大会議室

在宅医療・介護連携推進事業 手引き案（概要）

一、在宅医療・介護連携推進事業の基本的考え方 (P1~)

○2025年を目標に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが必要。

○市区町村は平成27年度以降在宅医療・介護連携推進事業に係る取組を開始し、平成30年4月には全国の市区町村で主体的に取り組むことが求められる。

○手引きは、市区町村が在宅医療・介護連携推進事業を円滑に実施できるように参考として提示するもの。

二、在宅医療・介護連携推進事業の実施取組について (P3~)

【事業項目】

- (ア) 地域の医療・介護資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

○地域の実情や(ア)から(ク)それぞれの取組の専門性に鑑みて委託が可能。

○複数の市区町村による実施が効果的・効率的であると考えられる場合は、共同実施が可能。

三、在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっての留意事項 (P21~)

○在宅医療・介護連携推進事業の各取組である(ア)から(ク)までの全ての事業項目を実施

○市区町村において、既に在宅医療・介護連携推進事業の(ア)から(ク)のそれぞれについて、同様の取組が実施されている場合には、当該取組を実施していると考えて差し支えない。

四、在宅医療・介護連携の役割について (P28~)

○都道府県は、先行事例や好事例の整理・共有、都道府県が把握しているデータの提供、人材の育成、広域的に実施することが効果的な研修や普及啓発の実施、関係市区町村の調整など、市区町村を積極的に支援。

在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組について

- 本事業の円滑な実施のため、市区町村の行政組織内に、在宅医療・介護連携の推進に関する業務についての担当部署を決定し、市区町村が主体的に協議を進め、取組を実施していくことが重要。
- 地域の実情やそれぞれの取組の専門性に鑑みて、(ア)から(ク)のそれぞれについて、委託が可能であるが、委託する場合においても、市区町村が、在宅医療・介護連携推進事業の全体の取組を管理・調整していくことが必要。
- 本事業を推進するにあたっては、市区町村が、その取組の開始前から、地域における医療・介護関係者と連携して行うことが重要。また、本事業の取組における成果物の周知等においても、医療関係者への周知は郡市区医師会等、介護関係者への周知には地域包括支援センター等の協力を得ながら、幅広く関与していくことが重要。
- また、本事業の取組は、複数の市区町村による実施が効果的・効率的であると考えられる場合は、共同実施が可能。

● 在宅医療・介護連携 推進事業の事業項目

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
- (カ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携を行うこと

(参考)「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による改正後の介護保険法
第115条の45第2項

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となるとともに、要介護状態等となつた場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行つものとする。
一～三 (略)
四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）
五、六 (略)

第115条の45の10

- 1 市町村は、第115条の45第2項第4号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行つことができることができる。
- 2 市町村が行う第115条の45第2項第4号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、市町村が行う第115条の45第2項第4号に掲げる事業に対し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度へ）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、市区町村会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

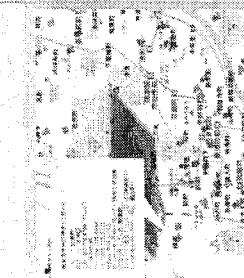
（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討



（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進
- ◆ 地域の医療・介護関係者の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催

